

VII

道路下水道局の機構及び事務分掌

1 機構

道路下水道局組織図（令和6年4月1日現在）

道路下水道局長	電話番号		電話番号
理事 - 総務部 - 総務課 - 総務係 - 広報・調整係 - 政策調整課 - 政策調整係 - 主査(国際展開推進) - 経理課 - 財務第1係 - 財務第2係 - 会計係 - 下水道料金課 - 使用料・負担金係 - 収納・整理係 - 管理部 - 路政課 - 管理係 - 認定・台帳係 - 用地係 - 自転車課 - 施設計画係 - 駐輪対策係 - 駐車場施設課 - 計画係 - 管理係 - 道路維持課 - 調整係 - アセットマネジメント係 - 電気施設係 - 下水道管理課 - 用地管理係 - 下水道係 - 管路係 - 排水設備係 - 主査(排水指導) - 計画部 - 道路利活用推進課 - 道路利活用推進係 - 開発指導係 - 無電柱化推進係 - 道路計画課 - 第1係 - 第2係 - 第3係 - 高速道路推進課 - 調整係 - 事業推進係 - 下水道企画課 - 企画係 - 事業計画係 - 技術係 - 下水道計画課 - 計画係 - 資源活用係 - 主査(下水道主要施設再構築) - 河川計画課 - 調整係 - 計画係 - 建設部 - 建設推進課 - 第1係 - 第2係 - 東部道路課 - 建設第1係 - 建設第2係 - 建設第3係 - 改築係 - 西部道路課 - 建設第1係 - 建設第2係 - 建設第3係 - 改築係 - 東部下水道課 - 第1係 - 第2係 - 第3係	711-4503 707-3853 711-4435 711-4507 711-4458 711-4468 711-4443 711-4488 711-4534 711-4519 711-4462 711-4418 711-4428 711-4515 711-4528 711-4465 733-5504 733-5510 711-4522	- 中部下水道課 - 第1係 - 第2係 - 第3係 - 主査(合流改善) - 西部下水道課 - 第1係 - 第2係 - 第3係 - 河川課 - 管理係 - 設備係 - 建設第1係 - 建設第2係 - 下水道施設部 - 施設調整課 - 施設調整係 - 整備計画係 - 再生水推進係 - 主査(エネルギー対策) - 施設整備課 - 土木係 - 建築係 - 機械係 - 電気係 - 水質管理課 - 水質指導係 - 水質管理係 - 水質試験係 - 東部水処理センター - 管理係 - 操作第1係 - 操作第2係 - 水質係 - 中部水処理センター - 管理係 - 操作第1係 - 操作第2係 - 操作第3係 - 水質係 - 西部水処理センター - 管理係 - 操作第1係 - 操作第2係 - 水質係 - 新西部操作係 - 主査(新西部高度処理) - 和白水処理センター - 管理係 - 操作係 - 水質係 - 用地部 - 用地調整課 - 管理・収用係 - 補償指導係 - 用地補償係 - 公共施設用地課 - 用地補償係 - 東部用地課 - 用地第1係 - 用地第2係 - 補償係 - 中部用地課 - 用地第1係 - 用地第2係 - 補償係 - 西部用地課 - 用地第1係 - 用地第2係 - 補償係	711-4698 711-4537 711-4497 711-4516 711-4525 711-4512 831-0560 831-0560 621-3371 721-4991 882-1161 407-0553 407-0553 607-7001 711-4474 711-4672 711-4477 711-4480 711-4484

2 各課の事務分掌及び職員配置

所 属		事 務 分 掌	
道路下水道局 457人			
総務部 37人	総務課 7人	1.	局の所掌事務に係る局内の総合的な連絡調整に関すること
		2.	局の広報に係る局内の総合的な調整に関すること
		3.	当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること
		4.	他の部及び部内の他の課の主管に属しないこと
	政策調整課 5人	1.	局の事業に係る総合的な企画及び調整に関すること
経理課 14人		2.	局の国際貢献・展開の推進に関すること
		1.	局の予算及び決算に関すること
		2.	下水道事業に係る企業債に関すること
		3.	下水道事業に係る会計伝票及び付属書類の審査に関すること
		4.	下水道事業に係る現金及び有価証券の出納並びに保管その他の会計事務に関すること
下水道料金課 10人		5.	下水道事業に係る財政収支計画に関すること
		1.	下水道使用料、再生水料金及び受益者負担金の賦課並びに収納に関すること
		2.	水洗便所改造資金の収納に関すること
		3.	下水道使用料制度に関すること
管理部 67人	路政課 18人	1.	当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること
		2.	道路の占用に関すること
		3.	道路管理センターとの連絡調整に関すること
		4.	道路の管理に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。ただし、部内の他の課の所管に係るものを除く
		5.	道路の認定、変更及び廃止に関すること
		6.	道路台帳の整備に関すること
		7.	道路統計に関すること
		8.	局所管の財産に係る無断建築物の除却措置に伴う施設の管理及び処分に関すること
		9.	道路境界確定及び道路区域の明示に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること
		10.	局所管の行政財産のうち、寄付、無償譲与又は交換に係るものの取得及び管理に関すること。ただし、部内の他の課及び建設部河川課の所管に係るものを除く
		11.	部内の他の課の主管に属しないこと
	自転車課 10人	1.	自転車通行空間に関する技術基準及び事業実施の調整に関すること
		2.	自転車駐車場に係る総合的な企画及び調整に関すること。ただし、他の課の所管に係るものを除く
	駐車場施設課 6人	3.	放置自転車対策に関すること
		4.	放置自転車対策及び自転車駐車場の整備計画及び管理に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること
		5.	自転車活用推進法（平成28年法律第113号）に基づく自転車活用推進計画に関すること
		1.	自動車駐車場の整備計画に関すること。ただし、住宅都市局の所管に係るものを除く
		2.	駐車対策に関すること
道路維持課 13人		3.	附置義務駐車・駐輪場及び路外駐車場の審査に関すること
		4.	大規模小売店舗立地法に基づく駐車需要の充足等に係る事項の審査に関すること
		5.	築港駐車場、大橋駐車場及び天神中央公園駐車場に関すること
		6.	藤崎バス乗継ターミナルの管理に関すること
		1.	道路の維持計画及び橋梁耐震補強計画に関すること
		2.	道路の維持修繕（災害時のものを含む。）に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること
		3.	私道整備の助成に関すること
		4.	特殊車両の通行の許可等に関すること
		5.	道路運送法（昭和26年法律第183号）等の規定による道路管理者としての業務に関すること。ただし、他の課の所管に係るものを除く
		6.	道路上の民間灯に関すること
下水道管理課 19人		7.	道路に係る電気設備の計画、調整及び工事の審査及び技術指導に関すること
		1.	下水道管きょ、及び再生水管に係る行政財産の管理に関すること
		2.	公共下水道、再生水管及び水路の台帳の整備及び保管に関すること
		3.	下水道管きょの維持管理に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること
		4.	排水設備（下水道処理区域外のものを除く。）に係る公共柵の設置に関すること。ただし、建設部東部下水道課、中部下水道課及び西部下水道課の所管に係るものを除く
		5.	排水設備（下水道処理区域外のものを除く。）に関すること
		6.	下水道管きょの改築計画に関すること
		7.	下水道施設管理システムの運営に関すること
		8.	下水道管きょ用地（公共下水道事業計画認可区域外のものを除く。）のうち、寄付、無償譲与又は交換に係るものの取得に関すること
		9.	下水道管きょ用地に係る地上権設定に関すること。ただし、建設部及び用地部の所管に係るものを除く
		10.	水循環型都市づくり推進事業に係る雨水貯留施設及び雨水浸透施設助成制度に関すること
		11.	水洗化の普及指導に関すること
		12.	私道排水設備及び低地排水設備の助成に関すること
		13.	水洗便所改造補助金に関すること
		14.	水洗化あっせん委員制度に関すること
		15.	水洗便所改造資金に関すること（収納に関するものを除く。）
		16.	排水設備工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録等に関すること

所 属			事 務 分 掌
計画部 54人	道路利活用推進課 9人		1. 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること 2. 道路の利活用に係る計画及び調整に関すること 3. 局の工事に係る技術基準及び設計積算に関すること。ただし、下水道企画課の所管に係るものを除く 4. 開発行為等に係る道路、下水道及び河川の整備等に係る指導及び調整に関すること 5. 無電柱化に係る計画及び調整に関すること 6. 部内の他の課の主管に属しないこと
	道路計画課 12人		1. 道路の整備計画に関すること。ただし、住宅都市局都市計画部交通計画課の所管に係るものを除く 2. 道路事業に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。ただし、他の課の所管に係るものを除く 3. 交通安全施設等整備事業（都市サイン事業及び踏切道を含む。）の整備計画に関すること
	高速道路推進課 7人		1. 福岡北九州高速道路公社等の経営管理に関すること 2. 福岡都市高速道路の整備に伴う関係機関との協議その他連絡調整に関すること 3. 博多バイパス及び外環状道路に係る関係機関との協議その他連絡調整に関すること
	下水道企画課 10人		1. 下水道事業に係る局内の連絡調整に関すること 2. 下水道事業に係る経営の基本計画に関すること 3. 下水道事業の実施計画に関すること 4. 公共下水道の供用及び処理の開始の告示に関すること 5. 下水道及び水路の工事に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること（公共下水道事業計画認可区域外のものに限る。） 6. 局の工事に係る技術基準及び設計積算に関すること（下水道事業に係るものに限る。）
	下水道計画課 8人		1. 下水道事業の基本計画に関すること 2. 総合排水計画に関すること 3. 合流式下水道改善対策に関すること 4. 下水道の新技術に係る調査、研究及び開発に関すること。ただし、他の課の所管に係るものを除く
	河川計画課 7人		1. 河川（治水池を含む。）事業の基本計画に関すること 2. 河川（治水池を含む。）事業の実施計画に関すること 3. 河川及び治水池環境の計画に関すること 4. 河川（治水池を含む。）事業の関係機関との連絡調整に関すること 5. 砂防及び急傾斜地崩壊対策に係る関係機関との連絡調整に関すること
建設部 130人	建設推進課 10人		1. 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること 2. 当該部の所掌事務に係る事業の執行管理に関すること 3. 当該部の所掌事務に係る国及び行政機関との調整に関すること 4. 国土交通省所管の公共土木施設災害復旧事業に係る連絡調整に関すること 5. 局の会計検査等の国等との調整に関すること 6. 会計検査院が実施する検査に係る主管課及び受検課の検査対応の支援に関すること 7. 道路工事予定地の使用に関すること 8. 局の工事に係る安全管理に関すること 9. 部内の他の課の主管に属しないこと
	東部道路課 22人		1. 次に掲げる事務のうち、東区、博多区及び南区の区域に係るもの (1) 道路の新設改良に係る工事の施行に関すること (2) 街路の新設改良に係る工事の施行に関すること (3) 交通安全施設等整備事業に係る工事の施行に関すること (4) 無電柱化事業に係る電線管理者との協議及び工事の施行に関すること (5) 道路の災害防除及び災害復旧に係る工事の施行に関すること (6) 橋梁耐震補強に係る工事の施行に関すること (7) 橋梁、トンネル、アンダーパス等のアセットマネジメントに係る補修工事の施行に関すること 2. 雑餉隈連続立体交差事業に関すること
	西部道路課 18人		1. 次に掲げる事務のうち、中央区、城南区、早良区及び西区の区域に係るもの (1) ～ (7) 東部道路課に同じ
	東部下水道課 20人		1. 下水道管きょ及び水路（公共下水道事業計画認可区域外のものを除く。）に係る工事の施行に関すること（東区及び博多区の区域に係るものに限る。） 2. 排水設備に関すること（東区及び博多区の区域における公共下水道事業計画認可区域内で下水道処理区域外に係るものに限る。）
	中部下水道課 22人		1. 下水道管きょ及び水路（公共下水道事業計画認可区域外のものを除く。）に係る工事の施行に関すること（中央区、南区の区域に係るものに限る。） 2. 排水設備に関すること（中央区、南区の区域における公共下水道事業計画認可区域内で下水道処理区域外に係るものに限る。） 3. 博多駅周辺地区及び天神周辺地区の分流式排水設備改造工事費助成に関すること
	西部下水道課 19人		1. 下水道管きょ及び水路（公共下水道事業計画認可区域外のものを除く。）に係る工事の施行に関すること（城南区、早良区及び西区の区域に係るものに限る。ただし、地震対策については全区とする。） 2. 排水設備に関すること（城南区、早良区及び西区の区域における公共下水道事業計画認可区域内で下水道処理区域外に係るものに限る。）

次項へ
続く

所 属			事 務 分 掌
建設部 続き	河川課	18人	1. 河川（急傾斜地崩壊防止施設を含む。）に係る行政財産の管理に関すること 2. 河川及び水路等の台帳の整備及び保管に関すること 3. 河川（治水池及び急傾斜地崩壊防止施設を含む。）の維持管理に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること 4. 河川用地のうち、寄付、無償譲与又は交換に係るものの取得に関すること 5. 河川（治水池を含む。）の改修事業に係る工事の施行に関すること 6. 河川災害復旧事業等に係る工事の施行に関すること 7. 水防倉庫及び水防資材に関すること 8. 砂利採取法（昭和43年法律第74号）に関する事務のうち、普通河川、準用河川、陸域における砂利採取及び洗浄に関する計画の認可等に関すること
			1. 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること 2. 水処理センターの技術的な総合調整に関すること 3. 水処理センター、ポンプ場等の維持管理計画に関すること 4. 下水汚泥の有効利用に関すること 5. 水処理センター、ポンプ場等の更新計画及び長寿命化工事に関すること 6. 再生水利用下水道事業の計画に関すること 7. 再生水の給水設備に係る指導に関すること 8. 再生水利用の普及及び促進に関すること 9. 水処理センター、ポンプ場等の省エネルギー及び創エネルギーに関すること 10. 部内の他の課の主管に属しないこと
下水道 施設部	施設調整課	14人	1. 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること 2. 水処理センターの技術的な総合調整に関すること 3. 水処理センター、ポンプ場等の維持管理計画に関すること 4. 下水汚泥の有効利用に関すること 5. 水処理センター、ポンプ場等の更新計画及び長寿命化工事に関すること 6. 再生水利用下水道事業の計画に関すること 7. 再生水の給水設備に係る指導に関すること 8. 再生水利用の普及及び促進に関すること 9. 水処理センター、ポンプ場等の省エネルギー及び創エネルギーに関すること 10. 部内の他の課の主管に属しないこと
			1. 水処理センター、ポンプ場等に係る工事（長寿命化工事を除く。）の施行に関すること
	施設整備課	21人	1. 下水道の水質に係る水処理センターとの連絡調整に関すること 2. 下水道に係る水質試験に関すること。ただし、水処理センターの所管に係るものを除く 3. 下水道の水質に係る調査研究に関すること 4. 事業場及び工場の排水（下水道処理区域外のものを除く。）に係る調査及び指導に関すること 5. 排水設備に係る設置義務の免除許可に関すること
			1. 東部水処理センター、ポンプ場及びその付帯施設の維持管理に関すること 2. 東部水処理センターの水質管理に関すること
	東部水処理センター	15人	1. 東部水処理センター、ポンプ場及びその付帯施設の維持管理に関すること 2. 東部水処理センターの水質管理に関すること
			1. 中部水処理センター、ポンプ場及びその付帯施設の維持管理に関すること 2. 中部水処理センターの水質管理に関すること
	中部水処理センター	17人	1. 中部水処理センター、ポンプ場及びその付帯施設の維持管理に関すること 2. 中部水処理センターの水質管理に関すること
			1. 西部水処理センター、新西部水処理センター、ポンプ場及びその付帯施設の維持管理に関すること 2. 西部水処理センター及び新西部水処理センターの水質管理に関すること
用地部	西部水処理センター	17人	1. 西部水処理センター、新西部水処理センター、ポンプ場及びその付帯施設の維持管理に関すること 2. 西部水処理センター及び新西部水処理センターの水質管理に関すること
			1. 和白水処理センター、西戸崎水処理センター、ポンプ場及びその付帯施設の維持管理に関すること 2. 和白水処理センター及び西戸崎水処理センターの水質管理に関すること
	和白水処理センター	11人	1. 和白水処理センター、西戸崎水処理センター、ポンプ場及びその付帯施設の維持管理に関すること 2. 和白水処理センター及び西戸崎水処理センターの水質管理に関すること
			1. 当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること 2. 用地取得に伴う土地収用法（昭和26年法律第219号）による収用に関すること 3. 福岡市の公共事業の施行に伴う損失補償基準等の策定及びこれらについての関係機関との連絡調整に関すること 4. 用地取得及び物件の移転補償事務に係る関係課等との連絡調整に関すること 5. 補償事務連絡協議会に関すること 6. 用地補償契約事務の審査に関すること 7. 局の所管に係る物件の移転補償金額の審査及び決定に関すること 8. 部内の他の課の主管に属しないこと
	公共施設用地課	2人	1. 他局所管事業に係る用地の取得（寄付、無償譲与又は交換によるものを除く。）及びこれに伴う物件の移転補償に関すること
			1. 局所管の行政財産（東区及び博多区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の取得及びこれに伴う物件の移転補償に関すること。ただし、中部用地課、管理部路政課及び下水道管理課の所管に係るものを除く 2. 局の用地取得（東区及び博多区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）に係る物件補償調査等の委託、物件の移転補償金額の算定及び物件の移転補償契約の履行の確認に関すること。ただし、中部用地課の所管に係るものを除く 3. 局の所管に係る公共事業（東区及び博多区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の施行に伴う現物補償の工事及び監督に関すること
	東部用地課	14人	1. 局所管の行政財産（東区及び博多区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の取得及びこれに伴う物件の移転補償に関すること。ただし、中部用地課、管理部路政課及び下水道管理課の所管に係るものを除く 2. 局の用地取得（東区及び博多区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）に係る物件補償調査等の委託、物件の移転補償金額の算定及び物件の移転補償契約の履行の確認に関すること。ただし、中部用地課の所管に係るものを除く 3. 局の所管に係る公共事業（東区及び博多区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の施行に伴う現物補償の工事及び監督に関すること
			1. 局所管の行政財産（中央区及び南区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の取得及びこれに伴う物件の移転補償に関すること。ただし、管理部路政課及び下水道管理課の所管に係るものを除く 2. 雑餉限連続立体交差事業に係る行政財産の取得及びこれに伴う物件の移転補償、移転補償金額の算定、及び物件の移転補償契約の履行の確認に関すること 3. 局の用地取得（中央区及び南区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）に係る物件補償調査等の委託、物件の移転補償金額の算定及び物件の移転補償契約の履行の確認に関すること 4. 局の工事に起因する事業損失補償金の算定に関すること 5. 局の所管に係る公共事業（中央区及び南区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の施行に伴う現物補償の工事及び監督に関すること
	中部用地課	14人	1. 局所管の行政財産（中央区及び南区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の取得及びこれに伴う物件の移転補償に関すること。ただし、管理部路政課及び下水道管理課の所管に係るものを除く 2. 局の用地取得（中央区及び南区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）に係る物件補償調査等の委託、物件の移転補償金額の算定及び物件の移転補償契約の履行の確認に関すること 3. 局の工事に起因する事業損失補償金の算定に関すること 4. 局の所管に係る公共事業（中央区及び南区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の施行に伴う現物補償の工事及び監督に関すること
			1. 局所管の行政財産（城南区、早良区及び西区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の取得及びこれに伴う物件の移転補償に関すること。ただし、管理部路政課及び下水道管理課の所管に係るものを除く 2. 局所管の行政財産（河川に係るものに限る。）の取得及びこれに伴う物件の移転補償に関すること。ただし、建設部河川課の所管に係るものを除く 3. 局の用地取得（城南区、早良区及び西区の区域の道路、街路、下水道及び河川に係るものに限る。）に係る物件補償調査等の委託、物件の移転補償金額の算定及び物件の移転補償契約の履行の確認に関すること 4. 局の所管に係る公共事業（城南区、早良区及び西区の区域の道路、街路及び下水道に係るものに限る。）の施行に伴う現物補償の工事及び監督に関すること